

令和元年 10 月 9 日

南志摩パールランド分譲地
所有者の皆様へ

一般社団法人南志摩オーナーズクラブ

受益者負担金（管理費）請求についてご注意を!!

ハートランド管理センター(株)・K R G管理センター(株)（以下会社という）より受益者負担金（管理費）請求の文書が送付されました。最高裁判決（管理契約がなく管理費請求はできない）及び三重県環境課の指導（専用水道設置者は給水停止する権限がないため、給水停止を行うことはできない）を無視して、水道給水停止を盾に管理費の支払いを強要する暴挙に出てまいりました。脅しに負けて管理費の支払いを行えば分譲地を所有し続ける限り高額な金銭の要求が行われるのは明白です。所有者の不安を煽り、短い締切り期限で焦りを誘い振込させる「振り込め詐欺」の手口そのものです。納得できるまで慌てて振り込まない様にするのが肝要です。

クラブが調査した結果、昨年度の受益者負担金（管理費）支払い件数は125件（全体の8%）に過ぎません。92%の所有者は会社の管理に納得できず支払いを停止しています。次からつぎへと社名変更し、グループ内で事業譲渡を繰り返し責任の所在を曖昧にしてしまうのは上野健一の常とう手段です。会社とも管理契約をしていないのに最高裁判決を無視して平然と管理費支払いを強要する反社会的企業の最たるものではないでしょうか。このような状況に追い詰められた会社になりふり構わず「金集め」のため今回の暴挙に出てきたものです。クラブは反社会的暴挙に対して、三重県環境課に厳しい行政指導を求め協議を開始しました。行政として結論が出るまでには若干の時間がかかりますが、その結論を待って今後法的対応も視野に弁護士と協議する予定です。行政の裁定が判明次第結果をご報告いたします。それまで管理費の支払いを留保されることをお勧めいたします。

以 上